

今津東小学校体育館完成 一般開放開始



老朽化し耐震基準を満たしていなかったことから建て替えを行っていた今津東小学校体育館が9月末に完成し、10月20日から市民の皆さんへの一般開放を開始しました。申し込みをされる方は、今津支所地域振興課 ☎(22)6834までお願いします。

【体育館の概要】

所在地	高島市今津町弘川59番地
建築延面積	1,215.08㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部鉄骨造)
工期	平成18年12月1日から 平成19年9月28日
事業費	設計監理費 9,692千円 工事費 381,660千円
アリーナ	バレーボールコート 2面 ミニバスケットボールコート 2面 バトミントンコート 3面
問い合わせ先	教育総務課 ☎(32)1132



高島市景観の形成および

景観計画に関する条例

この条例は、良好な景観を保全・創造していくための市、市民、事業者、土地や建物等の所有者それぞれの責務や、良好な景観形成に対する支援策、各種届出の方法など、景観法に基づき策定した景観計画を具体的に実行していくための条例です。

この条例の施行に伴い、従来、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づき、滋賀県へ届け出ている一定規模以上（景観形成推進区域とその他の区域では規模の基準が異なります）の建築物や工作物等の建築などの行為について、10月1日からは市に届け出ただけのこととなりました。

この計画、条例の施行をきっかけとして、家庭や地域、職場などで、景観について話し合い、みなでこの美しい高島の景観を守っていきましょう。

☎(22)0058

美しい景観を将来の世代へ 市民との協働で「高島市景観計画」策定

豊かな水をたたえる琵琶湖と緑豊かな山々、それらに囲まれた里山や田園地帯。古来から人々が住み、水と緑が織りなす自然景観と、その自然と共生しながら長い歴史の中で先人が築き上げてきた文化的な景観が数多く存在する私たちのふるさと高島市。この貴重な資産である高島市の景観を、将来の世代へ引き継ぐことを目的に、市民と協働により「高島市景観計画」を策定しました。そして、この計画の実効性を確保するため「高島市景観の形成および景観計画に関する条例」を制定し、10月1日から施行しました。

その計画と条例の概要を紹介します。

高島市景観計画

「高島市景観計画」は、市民9人を含む13人で構成された景観計画策定委員会と市が、景観法に基づき策定したもので、美しい景観を積極的に保存・活用し、豊かな地域社会を象徴する景観づくりを進めていく基本方針、区域、基準などを示しています。

基本方針

- ①水と緑が織りなす豊かな自然景観を保全します。
- ②人から人へと受け継がれてきた景観を大切にします。
- ③個性豊かな文化的景観を次の世代へ引き継ぎます。
- ④良好で魅力的な景観を創造していきます。

◇景観計画区域

景観計画の区域は市内全域です。その中でも特に積極的に景観を保全していこうとする区域を「景観形成推進区域」に指定しています。さらに景観形成推進区域を「水辺景観地区」と「文化的景観地区」の二つに分類しています。

●景観計画区域（市内全域）

高さ13m（地上4階建）以上もしくは延べ床面積500㎡以上の建築物の新設等、一定規模以上の建築等の行為を行う際に、市に対して届出が必要

●景観形成推進区域

高さ5m以上もしくは延べ床面積10㎡以上の建築物の新設等、一定規模以上の建築等の行為を行う際に、市に対して届出が必要

○水辺景観地区

〈区域〉

滋賀県が昭和59年に制定した「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」により指定していた地区（図の青地区と琵琶湖湖面）

〈行為の規制等に関する事項〉

県制定の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」の規制内容と同等

○文化的景観地区

〈区域〉

地域独特の風土によって創り出されてきた景観が保全され、その景観が文化的にも評価が高く、より好ましい景観形成に取り組んでいきたい地区（図の黒地区）

〈行為の規制等に関する事項〉

教育委員会事務局文化財課が策定した保存活用計画と整合をとりつつ、文化的な価値が保全・創造できるような規制内容

